

# 建物等事前調査業務委託 特記仕様書

## 第1条 適用

この特記仕様書は、山梨県県土整備部が規定している設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を補完する特記仕様書で、建物等事前調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、請負契約書、地盤変動影響調査算定要領（国土交通省）（以下「調査要領」という。）等の基準・要領関連及び本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

## 第2条 機密の保持

受注者は、本業務に関する全ての事項について機密の保持を厳守し、転用してはならない。

## 第3条 履行期間

履行期間は、契約書に基づくものとする。

## 第4条 履行場所等

本業務の履行場所及び範囲は、別途図面に示す範囲とする。

## 第5条 業務の目的

本業務は甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う都市計画道路宝二丁目北新線の築造工事の実施にあたり、工事箇所周辺の建物等に対し、調査要領に基づいた建物等事前調査を行い、工事前の建物等の状況について調査書等を作成することを目的とする。

## 第6条 作業遂行に必要な図書の貸与等

受託者は、本業務遂行のために必要な図書については、発注者より貸与を受けるものとする。

<貸与資料>

1. 平成25年度 甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う物件他事前調査業務委託

## 第7条 業務内容

### 1. 事前調査（建物等の調査）

調査要領に基づき対象となる建物およびその外構等の損傷箇所の調査を行い、調査書および図面のとりまとめを行う。対象箇所はいずれも本年度施工する道路築造工事の事前調査として実施するが、過年度業務委託において調査を行っている箇所については、その調査書および図面をもとに損傷箇所の変化についても調査を行うものとする。

なお、対象箇所は別添数量表のとおりとする。

### 2. 事前調査（工作物の調査）

調査要領に基づき対象となる敷地内の工作物（墓石等）の損傷箇所の調査を行い、調査書および図面のとりまとめを行う。

なお、対象箇所は別添数量表のとおりとする。

## 第8条 成果品の提出

提出する成果品は、調査要領に基づき作成した調査書および図面とするが、これと異なる場合は監督員と協議するものとする。なお、提出部数は次のとおりとし、電子データのファイル形式については監督員と協議するものとする。

- ① 調査書・図面（A4版またはA3版） 2部
- ② 電子データ（CD-R） 2部

## 第9条 その他

1. 本仕様書、調査要領及びその他基準書等に明記なき事項であっても、業務上必要となる事項については、監督員の指示・協議のもとに業務を実施するものとする。
2. 本業務の実施にあたって、疑義が生じた場合はその都度監督員と協議書により協議を行い決定することとする。